

別表(第11条関係) 点検・測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	日々点検		月次点検		年次点検		特別点検
			周期 1日	周期 1週間	周期 1ヵ月	周期 2ヵ月	周期 1年	周期 3年	周期 なし
非常用予備発電装置	原動機関係	外観点検			○		○		必要な都度
		観察点検					○		
		起動試験			○		○		
	発電機関係	外観点検			○		○		必要な都度
		観察点検					○		
		絶縁抵抗試験					○		
	遮断器、開閉器 その他の電気機器類	接 地 抵 抗 試 験					○		受電設備と同じ
発電設備	太陽電池及び付属装置	受電設備と同じ							必要の都度
		外観点検			○		○		
		観察点検					○		
		絶縁抵抗試験					○		
		接 地 抵 抗 試 験					○		

※1 自動点検機能および常時監視機能を具備するデジタル形保護継電器については、実施周期を「必要な都度」とする。

※2 防水性能が不十分な屋外高圧設備については、実施周期を「1年」とする。

(注) 1. 「外観点検」とは主として目視により点検を行うことをいう。

2. 「観察点検」とは電気工作物を停電して行う点検をいう。

3. 絶縁抵抗試験において、常時絶縁監視装置を設置した箇所においては監視記録で代行できる。

4. 新設設備(設置後12年未満の屋内設置のものに限る。)は、非常用予備発電装置及び発電設備を除き、点検、測定及び試験項目について年次点検の周期を3年とする。